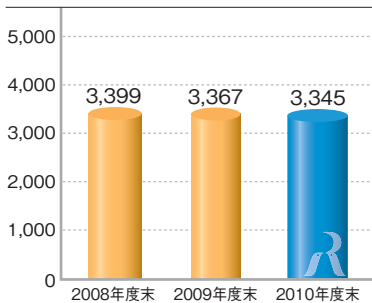


業績ハイライト

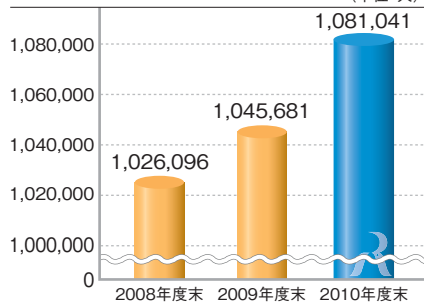
■ 会員・出資金の状況

基盤拡大を図るべく団体会員の新規加入に努め、新たに47会員にご加入いただきましたが、それを上回る69会員の脱退がありました。結果的に、団体会員数は2009年度末と比較して22会員の減少となりました。一方、会員顧客数(間接構成員数)は、35,360人増加しました。出資金については、2009年度末と比較して15百万円増加しました。

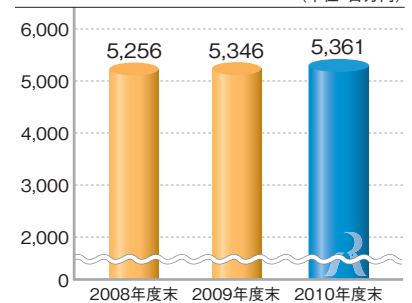
■ 団体会員数



■ 会員顧客数



■ 出資金



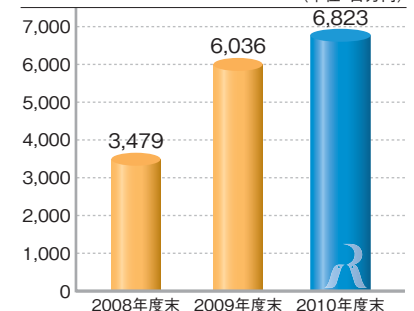
■ 収益の状況

2010年度の収益は経常利益、当期純利益とも、2009年度を上回り、過去最高益となりました。住宅ローンを中心とした貸出金の利息額が増加した一方、市場金利の低下を受けて預金利息支払による費用が減少し、利ざやが拡大したことが利益の拡大に繋がりました。

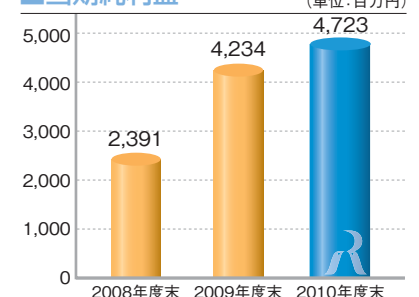
経費については、10周年記念事業関連費用や総合事務センターへの委託費用の増加等やむを得ない支出の増加等はあったものの、全体的に効率的な支出を心がけ削減に努めました。

以上の結果、経常利益は前期比7億87百万円増加して68億23百万円に、当期純利益は前期比4億89百万円増加して47億23百万円となりました。

■ 経常利益



■ 当期純利益



用語解説

【経常利益】

金融機関の本来業務(資金運用・調達、サービスの提供等)から得られた利益である業務純益に、株式等関係損益及び不良債権処理に要した費用等を加減したものです。

【当期純利益】

経常利益に特別損益を加減し、税金等を控除した後の純利益のことです。

■ 預金・貸出金の状況

◎ 預金の状況

預金残高は、期中391億円増加し、1兆3,419億円となりました。

10周年記念事業として発売した「環境保全定期預金」が好評を博しました。さらに、発売4年目を迎える「資産運用プラン」は引き続きお客様から好評いただきました。

環境保全定期預金は、件数:50,567件、預金総額:706億円のご利用をいただきました。

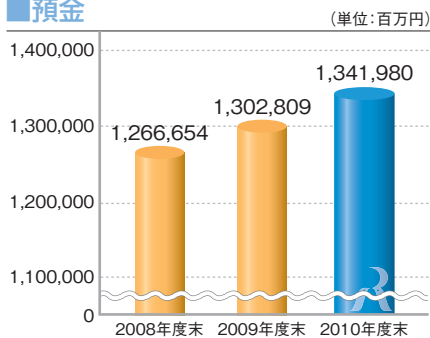
◎ 貸出金の状況

貸出金残高は、期中82億円減少し、1兆1,719億円となりました。

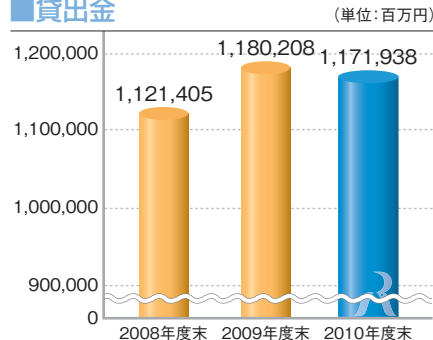
東海ろうきん誕生以降、初の減少となってしまいましたが、休日ローン相談会の開催、リユースローン(中古住宅購入)の新設、金利優遇制度の拡充など諸施策を講じており、引き続き、多くのお客様にろうきんの住宅ローンをご利用いただいております。

なお、当金庫では2010年度末までに計7回の住宅ローン債権の証券化を実施しています。下の貸出金残高には、証券化した住宅ローン債権を含めておりますので、貸借対照表の貸出金残高とは一致しません。

■ 預金



■ 貸出金



用語解説

【住宅ローン債権の証券化】

住宅ローン債権の証券化とは、住宅ローンを信託受益権という別の金融商品に作りかえ、投資家に譲渡(売却)することをいいます。証券化を実施することにより、住宅ローンを実行することに伴い金庫が負うこととなる金利リスク等を削減できるため、お客様へより一層、安定的に住宅ローンをご提供することが可能となります。

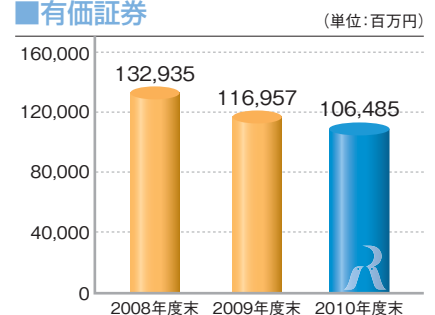
■ 有価証券の状況

『有価証券運用は安全性・効率性を重視しています。』

有価証券は、期中104億円減少し、1,064億円となりました。

市場動向や投資環境を把握し、安全性・効率性を重視した投資方針のもと、国債等を中心とする有価証券運用を行いました。

■ 有価証券



業績ハイライト

■ リスク管理債権の状況

労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権とは、何らかの理由により返済されない等の貸出金のことをいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の4つに区分され、1998年度から開示が法定化されました。

ろうきんは、全国で統一した基準により他業態に先んじて、1995年度からリスク管理債権額を会員や利用者の皆様に公表しています。

お客様からお預かりした預金の安全な運用管理に心がけ、リスク管理債権に対しては十分な備えをしています。

■ リスク管理債権

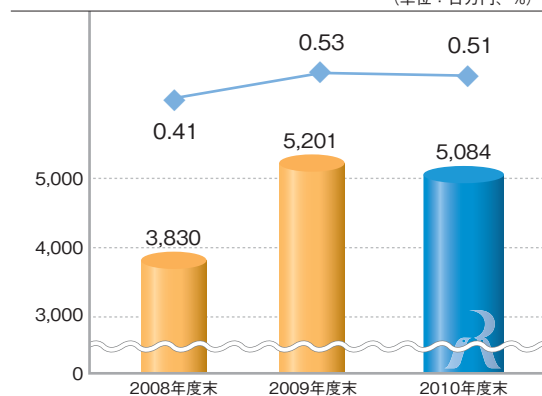
(単位:百万円、%)

項目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
リスク管理債権合計	3,830	5,201	5,084
破綻先債権	258	363	326
延滞債権	3,014	3,994	4,079
3ヵ月以上延滞債権	245	698	559
貸出条件緩和債権	312	144	117
保全額	3,786	5,195	5,077
担保・保証等による回収見込み額	3,737	5,162	5,066
貸倒引当金	48	32	10
保全率	98.86	99.88	99.86
貸出金残高	917,451	966,950	981,785
リスク管理債権比率	0.41	0.53	0.51

■ リスク管理債権合計・比率の推移

■ リスク管理債権合計 ◆ リスク管理債権比率

(単位:百万円、%)



2010年度末のリスク管理債権の総額は50億84百万円で、総貸出金に占める割合(リスク管理債権比率)は0.51%となっています。

(※比率の算出については、原則として千円単位で算出のうえ、小数点第3位以下を切り捨てています。)

$$\text{リスク管理債権比率} = \frac{\text{リスク管理債権合計}}{\text{貸出金残高}}$$



用語解説

【破綻先債権】

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産も)等により、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

【延滞債権】

今後「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことで、ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

【3ヵ月以上延滞債権】

借り手に収入が入ってこなくなる(勤務先の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3ヵ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済されている貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

【貸出条件緩和債権】

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進すること等を目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、債権放棄等、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

金融再生法に基づく開示債権の状況

金融再生法では、貸出金のほか金融機関保証付私募債、外国為替、債務保証見返、未収利息、仮払金も含めた総与信を開示対象債権とし、これらを「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4つに区分し開示することとしています。

金融再生法開示債権

(単位:百万円、%)

項目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
金融再生法上の不良債権	3,948	5,363	5,181
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,081	2,815	2,843
危険債権	1,310	1,705	1,660
要管理債権	557	843	677
保全額	3,904	5,357	5,174
担保・保証等による回収見込み額	3,738	5,163	5,066
貸倒引当金	166	194	107
保全率	98.88	99.88	99.86
正常債権	919,243	966,786	981,259
合計	923,192	972,149	986,439
金融再生法上の不良債権比率	0.43	0.55	0.53

2010年度末における金融再生法上の不良債権の総額は51億81百万円で、総与信に占める割合(金融再生法上の不良債権比率)は0.53%となっています。

(※比率の算出については、原則として千円単位で算出のうえ、小数点第3位を四捨五入しています。)



用語解説

【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

【危険債権】

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

【要管理債権】

貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「自己査定 of 債務者区分」、「金融再生法に基づく債権区分」、「リスク管理債権」の各基準を比較すると、以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

自己査定 of 債務者区分	金融再生法上の開示債権	リスク管理債権
破綻先債権 326	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 2,843	破綻先債権 326
実質破綻先債権 2,516	危険債権 1,660	延滞債権 4,079
破綻懸念先債権 1,660	要管理債権 677	3ヵ月以上延滞債権 559
要注意先 15,134	正常債権 981,259	貸出条件緩和債権 117
正常先債権 966,012		
国・地公体向け債権 789		

※「金融再生法上の開示債権」は単位未満を四捨五入して、「リスク管理債権」は単位未満を切り捨てて表示しています。

業績ハイライト

■自己資本の状況(単体)

2010年度末における自己資本比率は、10.55%となり、国内基準対象金融機関に求められる4%の水準を引き続き、大きく上回りました。

また、出資金や剰余金等の自己資本の中核となる基本的項目のみで算出するTier1比率でも、10.99%と高い水準を確保しています。



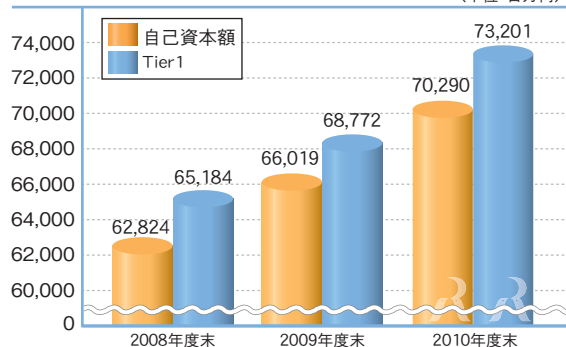
■自己資本の状況(単体)

(単位:百万円、%)

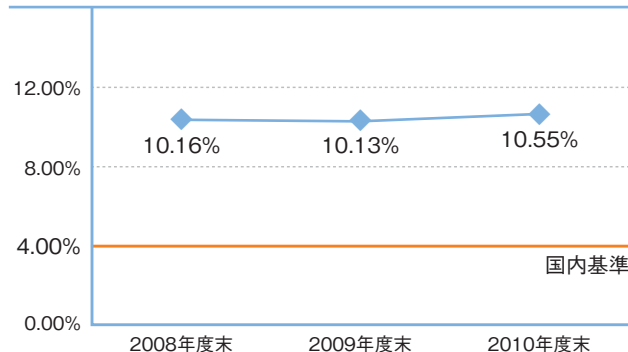
項目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
自己資本額(A)	62,824	66,019	70,290
基本的項目(Tier1)	65,184	68,772	73,201
補完的項目(Tier2)	265	155	77
控除項目	2,625	2,908	2,988
リスク・アセット(B)	617,825	651,216	665,916
自己資本比率(A/B)	10.16	10.13	10.55
Tier1比率	10.55	10.56	10.99

■自己資本額の状況(単体)

(単位:百万円)



■自己資本比率の状況(単体)



用語解説

【自己資本比率】

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性を示す代表的な指標のひとつです。

2007年3月末からは、算出方法が見直されましたが(バーゼルⅡ)、引き続き国内基準対象金融機関は4%以上を維持することが求められています。

【Tier1(ティア・ワン)比率】

自己資本は、出資金・利益準備金・積立金等で構成する基本的項目(Tier1)と、一般貸倒引当金等で構成する補完的項目(Tier2)に区分されています。

Tier1比率とは、補完的項目を除き、基本的な項目のみで計算された自己資本比率のことです。

出資金、積立金等、質の高い資本のみで計算された比率ですので、より金融機関の経営の健全性を示す指標となります。なお、当金庫のTier1には、資本の質がやや劣る優先出資は含まれていませんので、Tier1比率よりもさらに厳しい基準であるコアTier1比率とほぼ同義といえます。

※当金庫では、住宅ローン債権の証券化実施に伴い無格付受益権を保有していますが、この無格付受益権は自己資本比率を算出するうえで、控除項目に該当するため、Tier1よりも自己資本額が少なくなっています。

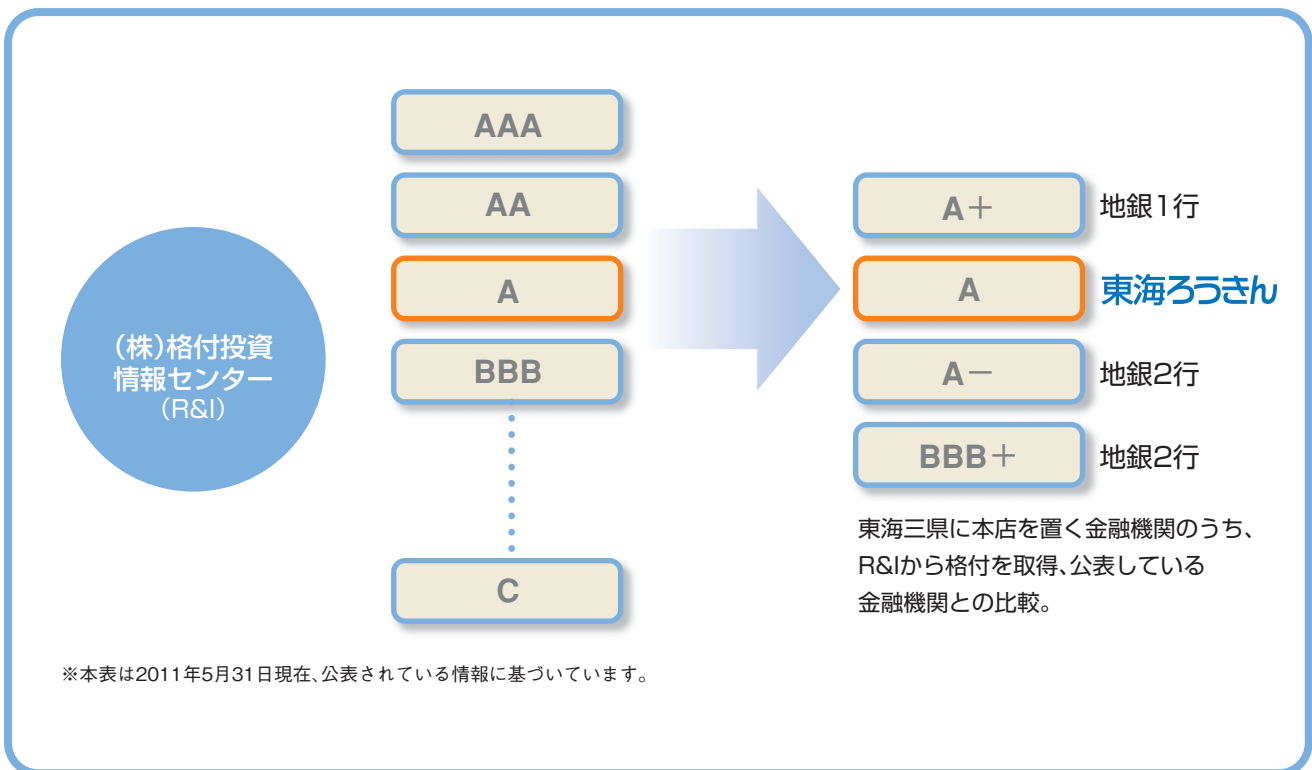
【リスク・アセット】

貸借対照表に記載された資産に、一定のリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、貸借対照表に記載されない一部の取引等もリスク・アセット算定の対象となります。

■ 格付の状況

『格付は「A」。健全経営がろうきんの強みです。』

大切なお金は安心できる金融機関に預けたい。健全な金融機関をお選びいただくときの目安のひとつに格付があります。東海ろうきんは、2002年6月に協同組織金融機関（信用金庫、信用組合等。系統金融機関は除きます。）としては全国で初めて、(株)格付投資情報センター（R&I）から格付「A-」を取得しました。2004年7月の格付更新時には、東海ろうきんの健全性が改めて評価され、「A」へランクアップし、現在もその格付を維持しています。



労金業態としては、当金庫のほかに、中央労働金庫・静岡県労働金庫・近畿労働金庫がそれぞれ(株)格付投資情報センター（R&I）から格付を取得しているほか、系統金融機関である労働金庫連合会も同じく、R&Iより格付を取得しています。労金業態以外の協同組織金融機関で、格付を取得・公表している金融機関は数少なく、労金業態全体としても健全性・安全性の高さが認められています。

用語解説

【格付】

預金や債券の元利金が約定どおりに支払われるかどうか、また、企業自体の信用度や安全度はどうかについて、第三者である格付機関が公正な立場から客観的に判断し、その程度を記号によりランク付けしたものです。

【系統金融機関】

信用金庫や信用組合、農協等の協同組織金融機関の上部組織として設立された金融機関のことを指し、労金業態の場合は、労働金庫連合会がそれに該当します。